

令和 8 年度 第 2 回萩市上下水道事業審議会 議事録

【通算第 6 回】

【議事録】

○会長：皆様、こんにちは。座ってしゃべらせていただきます。

暑い日が続いておりますけれども、皆様におかれましては、お元気なことだと思っております。また、一昨日、熊本の方で大きな地震がありましたけれども、これ以上の被害がないことを願うばかりです。

それではですね、会議次第に基づきまして、議事を進行させていただきたいと思います。本日の議事は 1 件であります。「水道料金及び下水道使用料改定に対する意見のとりまとめ」につきまして、事務局よりよろしくお願いいたします。

○事務局：改めまして、こんにちは。今日の審議会は、水道料金及び下水道使用料の改定についてのご意見のとりまとめということで、私の方で説明させていただこうと思います。上下水道局総務課の後藤と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

水道料金及び下水道使用料の改定の方針については、前々回の審議会、1 月 22 日に開催したわけなんです、その時に萩市の方針を説明させていただきました。

半年が過ぎまして、少し時間が空きましたので、前回までの振り返りということで、1 月 22 日の資料を用いまして、ご説明をもう一度させていただいたというふうに思っております。資料については前々回配付しておりますので、今日前方のスクリーンで見られても結構ですが、見えづらいところがありましたら、参考資料ということで、4 ページを割り付けている縮小版の資料を添付しておりますので、そちらも併せてご覧いただけたらと思います。

それでは、長くなりますし、パソコンの操作もありますので座ってご説明をさせていただきます。

それでは、前回の振り返りということですけど、これまでの審議会では、収支の現状、老朽化の状況、将来の予測とこれまでに行った対策、また料金の算定の考え方について、ご説明をさせていただきました。

それらをまとめまして、将来予測とその対策については、人口減少に伴って給水人口も減少していく見通しであり、それに伴い、有収水量と給水収益の減少が予測される。

維持管理コストの削減は、これまでも取り組んでまいりましたが、今後は広域連携や共同化による効率化を検討していく時期になっている。

また水道料金の算定にあたっては、公正かつ妥当な料金とする必要があり、総括原価に基づく財政計画を策定し、3年から5年をめどに適正な時期の見直しを行う。

そして、令和7年度から10年間の財政計画を策定するとしましたので、新たな財政計画を策定して、水道料金の改定時期について検討をしてまいりました。

初めに財政計画を作成する上で、有収水量の基礎となる、給水人口を、国立社会保障人口問題研究所、俗に言う社人研の将来推計データをもとに、予測を行いました。令和6年度までは実績、令和7年度からは予測となっております。総人口、給水人口ともに減少を続けまして、給水人口は、令和6年度末は約3万8千人ですが、10年後の令和16年度末は、2割程度減少して、約3万人になる見通しとなっております。

収入の基礎となる給水人口そのものが減少するため、事業運営の健全性の確保には、適正な料金設定や効率化が求められて参ります。

続いて、有収水量と、給水収益の予測です。有収水量というのは、料金のもとになる水量ということですので、皆さんが使われる水道メーターを通った水を足したものが有収水量という形になります。

萩市には大きな工場などの大口利用者が少ないため、有収水量も給水人口に比例して年々減少し、それに伴って、給水収益も同様に減少していきます。給水収益は、令和6年度には6億300万円ぐらいですが、10年後の令和16年度には一割程度減少し、5億4600万円まで下がる見込みとなっております。収益の状況はますます厳しくなってくるというのがこちらで見えるかなと思います。

続いて、給水人口と、今の有収水量の予測をもとに、収益的収支の財政計画を作成する上での、各項目の留意事項になります。この留意事項に従って財政計画を策定するという形になりますので、収入の給水収益については、

有収水量の予測をもとに、現行の料金体系で算定をしております。支出の修繕費は過去の実績と今後の修繕計画そして維持管理費は、過去の実績に、昨今の社会情勢を加味して算定しております。

続いて、資本的収支の財政計画を作成する上の、留意点です。収入の企業債は、建設改良費、更新事業とかそういったものを行う、建設改良費に充当する企業債となります。企業債は借金となります。支出の建設改良費は、水道事業ビジョン、それから耐震化計画などに基づいて、水道管や、機械設備、電気設備などを含む、水道施設の更新事業費用、そして、元金償還金は、これまでの起債の借りに係る償還金と、今後の建設改良費に係る企業債の借入の償還も含めて算定をしています。

これらの留意事項をもとに、10年間の財政計画を策定しました。こちらが、収益的収入収支の、令和7年度から令和16年度までの10年間の財政計画になります。お手元の資料が、小さくて見づらいかもしれませんが、申し訳ございません。

給水収益の減少傾向ですが、(A)の収益的収入の合計は、横ばいで推移しております。しかし、支出の方は、物価高騰による維持管理費の増加、それから水道管や機械設備などの更新に伴いまして、減価償却費や、企業債利息が増加する見通しとなっております。その結果、令和9年度以降は、単年度赤字が発生し、赤字の決算となる見込みで、令和10年度以降は累積欠損金も、年々増加する見込みとなっております。

続いて、資本的収入支出の計画です。水道管や水道施設の更新に伴い、建設改良費を単年度当たり12億円という、ちょっと高い推移で、工事を進めてまいります。それに伴いまして企業債の発行も7億円程度を見込んでおります。企業債残高も年々増加しまして、令和16年度には、約90億円となる見通しとなっております。

今これは収入と支出の単年の比較のデータでしたが、続いて、繰越利益剰余金について着目してみます。繰越利益剰余金というのはこれまでに累積した利益で、令和6年度末には9億2200万円ございます。水道事業は、いままでも黒字決算が続いておりますので、9億2200万円の利益が出ているというふうに思っていたらと思います。当面はこの剰余金を活用しながら、収支のバランスをとることが可能ですので、収支バランスを見ながら、事業運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

当面とはどれぐらいの時期になるのかということを検討したいと思います。これもちょっと字が小さくて申し訳ないんですが、この表は、料金の算定期間を4年間としまして、水道料金を20%改定して、またその算定期間が終わって4年後に、再度20%改定する場合でシミュレーションをしております。

左上が現状の収支計画で、左の2段目が令和9年度に改正する場合、3段目が令和10年度と、1年ごとにおくらせて収支の状況がどうなるかをシミュレーションしております。

左下に今赤枠で囲ってある、令和11年度に改定する場合のところが、料金算定期間4年間では欠損金は生じませんが、次の令和12年度に改定する場合は、最終年度の令和15年度には欠損金、マイナスが出るという見込みになっております。

続いて25%改定した場合のシミュレーションを行っております。25%の改定では、令和12年度に改定しても、欠損金は生じませんが、令和13年度に改定すると、令和15年度には欠損金が発生するという見込みになっております。

今、改定率のお話もしましたが、それでは県内の13市の水道料金の改定率を調べています。これまでの県内の状況では、10%から大体20%の改定をされている状況になっております。黄色で着色しています、下関市さんと長門市さんは、令和8年度中の改定を予定されております。いずれも20%の改定をされております。またその他参考として、下の方に島根県の近隣の改定の状況を掲載しております。益田市、津和野町、松江市、大田市の例ですけど、津和野町については、令和7年度から令和9年度にかけて、40%の改定を実施されています。ですから、仮に1000円だった水道料金が、1400円になるってというような形で対応をされています。段階的にはしていますが、かなり大きな改定率というふうになっております。

では、このような中で、萩市としての水道料金の改定方針案です。水道料金の改定は、早く行えば低い改定率にすることができます。しかし、現状は黒字経営を行っておりますので、繰越利益剰余金も9億2200万円あります。現状で改定することは、なかなか利益がある中では、市民の理解が得に

くいかなということが予想されます。

こういった状況を踏まえまして、料金の改定時期は令和 11 年度以降とし、次期改定期間内において、累積欠損金が生じないよう、繰越利益剰余金の推移を確認しながら、料金体系及び改定率を検証していくというようなことを方針案として、前々回ですか、提案をいたしたところです。

水道料金の振り返りについては、以上となります。

続いて、下水道事業です。

下水道事業についても、水道と同じように、収支の現状や、老朽化の現状、それから将来予測とこれまでに、行ってきた様々な対策、そして、料金算定の考え方をご説明してまいりました。

これらをまとめまして、将来予測とその対策については、下水道の整備完了後には、水洗化人口も減り、有収水量も減少が見込まれる。また、これまでもコスト削減に取り組んでいるが、今後は、広域化・共同化の推進や、省エネ設備への更新、ダウンサイジングの検討も必要である。

使用料算定の考え方については、萩市下水道事業経営戦略という計画があるんですが、それにおける使用料見直しの方向性に基づいて、維持管理費の 90%を賄うような使用料を算定する。

下水道事業についても、水道事業と同様に 10 年間の、財政計画を策定するというような、まとめとなっています。これらに基づきまして、10 年間の財政計画を策定して、維持管理費の 90%を賄う使用料の改定案を策定いたしました。

財政計画を策定するに当たりまして、使用料算定経費を算定するためには、やはり水道と同じように人口の推移とか有収水量の推計をする必要があります。

初めに処理区域内人口と汚水普及率の予測ということで、処理区域内人口とは、下水道が整備済みで、下水道への接続が可能な、人口のことを言います。汚水普及率というふうに書いてありますが、正確には汚水処理人口普及率という言葉なんですけど、こちらは萩市が設置している下水道施設と、個人が設置している浄化槽も含めた、汚水処理がどれだけ市内で普及しているかという普及率で、汚水処理が整備済みの人口のことを言います。

公共下水道は令和 8 年度の完成を目指して今整備中ですが、整備が進む

と、処理区域内人口が増えてくると思われますけど人口の自然減もありますので、処理区域内人口は令和 6 年度末には 2 万 8000 人ですが、令和 16 年度末には 2 割減少して、2 万 3000 人になる見込みです。水道と同じような、減少率というふうに思っていたらと思います。

続いて水洗化人口と水洗化率の予測です。ちょっと、わかりづらいかもしれませんが、先ほどの、下水道を整備している人口、次が水洗化人口ということで、下水道事業会計で維持管理をしている下水道に接続されている人口のことで、下水道使用料の徴収の対象となる人口となります。こちらについては、令和 6 年度末は約 2 万 6000 人ですが、令和 16 年度末には、同じように 2 割程度減少して、2 万人なる見込みとなっております。仮に下水道を整備した区域の人が、すべて下水道に接続されて、100%の水洗化率となったとしても、令和 16 年度末には、約 2 万 3000 人ということになります。

続いて水洗化人口と有収水量の予測となります。水道と同じように、萩市は大口使用者が少ないため、水洗化人口、下水道を使用している人口が減っていくと、有収水量も比例して減少する見込みとなります。これらは人口の予測を基に、収益的収支の財政計画を作成する上での各項目についての算定の留意事項となります。収入の下水道使用料は、有収水量の予測をもとに現行の料金で算定しています。支出についても、水道と同じように修繕計画、そしてその他の維持管理費と過去の実績と社会情勢を考慮して算定しております。

次が、資本的収入と支出になります。収入の企業債は建設改良費に充当する企業債、借金ですね。支出の建設改良費は、公共下水道事業計画や公共下水道のストックマネジメント計画などに基づいての老朽化対策、そして未普及地域への対策。そして下水道は、雨水の方の事業を行っておりますので、その雨水の事業費を入れております。

元金償還金については、水道と同じようにこれまでの企業債と今後の事業費の償還を含めて算定をしております。これらを基に 10 年間の財政計画を策定しました。こちらが令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間の計

画となっております。下水道使用料が減少していく傾向となっております。

支出の方は、物価の高騰による維持管理費の増加、それから下水道の新設や更新に伴い、こちらについても減価償却費や企業債利息が増加する見込みです。下水道事業については、これまでもずっと説明をさせていただいておりますが、赤字とか黒字にならないように収支が均衡するように、一般会計から繰り入れをしていただいております。その結果、純損益はゼロという形になっております。ただ、一般会計が負担する他会計補助金については、令和6年度には6億2100万円であったものが、10年、11年後の令和16年度には、7億8400万円に増加する見込みです。

あと、一番下段にあります経費回収率というのがございます。これは下水道使用料で、下水道の使用料の算定となる経費をどれだけ賄っているかというのを示している数字でございます。こちらについては、令和6年度は76.88%だったものが、令和16年度には68.55%になる見込みです。つまり、収支はゼロで見えにくいですけど、独立採算の経営ができていない状況で、年々、萩市の一般会計を圧迫しているという状況になっております。

続いて、資本的収入支出の方です。未普及対策、下水道の未整備のところの整備ですけど、こちらについては令和8年度完成に向けて今進めておりますが、完了後も既存の下水道施設の更新事業費などで、単年度当たり約10億円の事業費が必要となっております。この財政計画によると、先ほども説明しておりますが、経費回収率は年々減少していくため、維持管理にかかる経費回収率を90%以上に、するという業績目標を達成するためには、下水道使用料の改定を検討していかなければなりません。

次に下水道使用料の改定を検討するために必要な算定期間について、検討するものです。水道のときに算定期間というお話が出ましたが、こちらで詳しく説明するために省略をさせていただきました。使用料の算定期間というのは使用料対象経費を積算する期間と範囲を決めるものです。算定期間については、下水道使用料は生活に密着した公共料金でありますので、できるだけ安定性を保つことが求められます。また一方で、あまり長期間

の見通しを立てると精度が落ちてしまいます。このため一般的には3年から5年程度が適当とされておりますので、これらの考え方から、萩市では4年間の算定期間として、検証することとしました。

続いて算定期間を4年とすることから、先ほどの財政計画の令和9年度から令和12年度まで、この4年間で抜き出して、平均値をとって収支見積み額ということで算出をしております。こちらの点線で囲ってあるところですけど、下水道使用料の算定の考え方は、公共料金ですので、水道や電気、ガスと同様に総括原価方式という方式で算定をいたします。総括原価方式というのは、すべての費用を総括原価として計算して、それに一定の利潤、経営維持するために必要な経費を加えたものになります。この表では中段の費用合計Bというのが総括原価になります。これに一定の利潤を加えることができるのですが、下水道事業会計については、先ほど説明しましたように、収支がゼロになるように一般会計から繰り入れが行われているため、一定の利潤にあたる部分は、考慮しないことといたします。

次に、先ほどの平均値を抜き出して使用料の対象となる経費を算定しております。経費が、単年度当たりの経費となります。これに減価償却費のうち国庫補助金等の自主財源でないものを、長期前受金戻入ということで差し引きます。普通の企業の会計でしたら補助金がありましたら、圧縮記帳されて固定資産に載せられると思いますが、公営企業会計ではこういう形で、減価償却をそのまま、繰延収益という形で、長期前受金という形で差し引くようになります。

続いてその他控除額（C）というのは、雨水の処理に係るものなど、一般会計が負担する経費、いわゆる基準内繰り入れということになります。雨水については、下水道使用者とは全然関係ないものですので、公共的な行政経費ということで、その部分については一般会計が負担することになります。それを差し引いた右下の、6億4700万円が使用料の対象経費で、内訳として、維持管理費については6億2500万円。資本費については、2100万円ということになります。

続いて使用料の見直しの方向性についての再確認ですけど、ちょっと説

明をいたしました。令和 5 年 6 月に萩市下水道事業経営戦略という計画を見直しております。この経営戦略を見直した背景は、下水道の整備の財源となる国庫補助金の、交付要件としまして、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行って、実施時期や予定時期、それから業績目標を記載した、経費回収率向上に向けたロードマップを作成して、それを経営戦略に記載して、国交省提出しなければ補助金が交付されないというような国からの要件が出ました。こういった背景がありまして、萩市では令和 8 年度以降に維持管理費にかかる経費回収率が 90%になるような改正を行うということで、この計画を作るためのパブリックコメントを実施して、経営戦略を見直しております。そのときの、改定率ですが、そのときは 13%で、20 立方メートル使用のお宅では消費税を除いた額で、350 円の値上げの予定としておりました。

それでは、先ほど検証しました使用料対象経費をもとに、経営戦略で検討したものに置き換えたらどうなるのかということになります。一番下の維持管理費にかかる経費回収率を 90%とする、使用料の改定を行う場合は、16%の改定が必要で、20 立方メートルの使用水量の価格では、単純に現在の下水道使用料の 2700 円に改定率を掛けると、消費税を含まないで 430 円の値上がりということになります。ですからこれでも、下水道の維持管理に必要なお金の 90%しか賄っていないような状況、独立採算できてないんですが、ここまで努力してあげていこうというような値上げをお示ししております。

続いて、3 点目の経費使用料体系の検討についてです。16%の値上げをした場合、具体的な料金体系案の設定について、どうしようかということで検討しております。下水道使用料の関係は、地方自治法、それから下水道法などの法律によりまして、各市町村が条例で定めることになっております。萩市では、表の赤囲みのように二部料金制というのを採用しておりまして、基本料金と超過料金に分類して、さらに超過料金については、逦増制というのを採用しております。逦増型については、大量、大口の使用者ほど処理単価が大きいという傾向があることから、全国的にも採用されている体系となっております。今回の改定については、この体系について特に考え直す

必要はないということで据え置くことといたしました。

続いて、消費税を含まない現行の使用料の体系です。一般汚水については、基本料金は 1300 円、超過料金は水量区分によって 140 円から 190 円となっております。公衆浴場汚水や温泉汚水については、排除汚水の水質の汚濁が少ないということから、処理単価も一般汚水に比べて安価になるという考え方で一般汚水より安価に設定しております。

続いて、料金と単価を、幾らにするかという検討になります。改定率の 16%をどのように安価に配分していくかというのを 3つのパターンで検討しております。なお、改定案の単価については 10 円未満の端数が出ないように端数調整をさせていただいております。

パターン 1 については、基本料金と超過料金で均等に 16%を乗じた改定案です。すべての方に、公平な負担をしてもらう改定になると思われます。

パターン 2 は少量使用者に配慮して、基本料金の値上げ幅を抑えた改定案となっております。一人暮らしなどの少量利用者には配慮されていますが、旅館業や福祉施設など、大口使用者や、子育て世代世帯などの使用水量が多い使用者にはかなりの影響があると見込まれます。

パターン 3 については、基本料金のみ、改定で超過料金は据え置く改定という感じです。

下水道事業会計としては、安定した収入を得ることができますが、パターン 2 とは逆に、一人暮らしなどの少量利用者については、かなりの影響があると見込まれます。

こういったことから、萩市としてはパターン 1 が公平な、単価設定であるのではないかなということで、考えております。

次は参考として 16%の改定行った場合の維持管理費にかかる経費回収率をシミュレーションしたものです。令和 9 年度に改定を行った場合、黄色で着色している経費回収率は、青色で囲っている策定期間 4 年間では概ね 90%を推移しております。しかし、下の表の令和 10 年度ですね、これで言うと左の下でから、2 番目です。それとか、その下の表の令和 11 年度に改定をすると、業績指標である 90%を達成することが難しくなっております。16%よりさら

に高い改定率でないでと算定期間で達成するっていうのは難しいということになっております。

16%の改定を今ご説明させていただきましたが、県内の下水道使用料の状況がどういう状況かというのをまとめたものになります。こちらは1ヶ月あたりの消費税を含んだ比較表になります。これは防府市さんで調べられたものを参考に使わせていただいております。表の真ん中あたり太い線があると思いますが、それから上が、単価表の比較で、それから下が水量ごとの下水道使用料の比較というふうになっております。左から4番目、ちょっと見づらいかもしれませんが、赤く囲っておりますが、こちらが今の萩市の下水道使用料となります。現行の使用料では、使用水量0立方メートル全く使わない基本料金有的时候には、県内13市の中では6番目に高い使用料、中間ぐらいということになります。20立方メートルなると12番目ということで、2番目に安い使用料ということになります。萩市はちょっと基本料金が高いのかなっていうのが、いえるかなと思います。

参考に、右の枠外にパターン1で改定を行った場合の比較をお示ししております。こちらの場合は0立方メートルでは13市の中では2番目に高くなってしまいますが、20立方メートルでは4番目に高いというような形になってしまいます。

続いて、2ヶ月あたりの消費税を含んだ額です。萩市は2ヶ月に1度検針を行って納付書をお送りしておりますので、実際はこの額が、皆さんのお手元に届くというふうになります。

最後に、下水道使用料の改定のスケジュールについてです。こちらで令和8年8月の審議会となっておりますが、これが本日の審議会というふうになります。したがって、本日の審議会で意見を取りまとめまして、9月ごろに萩市としての最終決定をしたいと思います。その最終決定後の12月の議会の全員協議会で説明をいたしまして、来年の令和9年3月の議会の定例会で条例改正案を、上程したいというふうに考えております。上程した議案が可決されれば、6ヶ月間は市民への周知期間としまして、その間に水道料金システムや広報はぎ、ホームページ掲載などの周知を行って参りたいというふうに考えております。そして令和9年の10月1日以降の検針から新料金による徴収が始ま

る予定となっております。

まとめですけど、今説明した通りなんですが、1 番目、料金の算定期間は 4 年です。

2 番目の使用料体系については、現行の二部料金制・超過料金逦増型で、据え置きます。

3 番目の料金の設定については、3 パターンを提示しましたが、公平と思われるパターン 1 の改定で進めていきたいというふうに考えております。

4 番目の改定時期については、令和 9 年 10 月からということで予定しております。

以上が下水道使用料を振り返りということになります。今、前回の振り返りのところを説明させていただいたわけですが、それでは本題となります、これまでの審議会の中での説明と、委員の皆様からのご意見を今日資料 1 ということで、お手元に「水道料金及び下水道使用料の改定についての意見書案」としてまとめたものがあります。こちらを読み上げて説明とさせていただきたいと思います。

意見書、1 ページをめくっていただきまして目次となっております。水道事業下水道事業ともに、はじめにと意見内容、おわりに、というような形でまとめをさせていただいております。下水道事業については、付帯意見ということで、そちらもまとめております。2 ページの水道事業の方から読み上げさせていただきます。

まず 1.はじめに

本市の上水道事業は、昭和 12 年の給水開始以来、市民の公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与し、平成 17 年 3 月に萩市、川上村、田万川町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村の 1 市 2 町 4 村が合併し、各水道事業を新市に引き継いで運営してきたが、平成 29 年 4 月に、経営基盤の強化を図るため、1 箇所の上水道事業、20 箇所の簡易水道事業及び 19 箇所の飲料水供給施設を統合し、一つの上水道事業として事業運営を行っている。

旧上水道事業は、計画給水人口が 5,001 人以上の施設で、萩市の三角州を中心とした区域、旧簡易水道事業は、計画給水人口が 101 人以上 5,000 人以下、旧飲料水供給施設は、計画給水人口が 100 人以下の施設で、萩市内全域に区域は点在している。

旧上水道は昭和 11 年創設され、その後 6 回にわたり拡張事業を行い、未普及地域の解消に努めてきた。

旧簡易水道事業は昭和 20 年代から 30 年代に給水を開始した施設と、平成 10 年前後から整備された比較的新しい施設の 2 つのグループに大別される。

旧飲料水供給施設は、平成 10 年前後にそのほとんどが整備されている。

令和 8 年 3 月 31 日現在の水道普及率は 98.4%となっている。

このような中、給水開始当初からの水道施設は老朽化が進んでおり、築造から 89 年を迎える上野配水池は、新たに中津江配水池として移転を行うための整備を平成 30 年度から進めているところである。

また、老朽化した管路の更新についても、中長期的な施設整備計画である「萩市水道事業ビジョン」に基づき、計画的に耐震化と更新を進めることとしている。

しかし、近年の物価高騰に伴う取得価額の上昇により、支払利息や減価償却費等の経費は大きく増加していくとともに、給水収益は、給水人口の減少や節水意識の定着により減少傾向にあり、今後も増加が見込めない状況にある。

次のページ。

このような状況のなか、本審議会では水道事業の安定経営に向けた協議を重ね、その結果について意見を述べるものである。

2. 意見内容

(1) 水道料金のあり方

本市の水道事業においては、平成 23 年 10 月の料金改定以降、約 15 年間料金を据え置き、経営を維持してきた。

水道料金は、基本水量までは定額の「基本料金」と基本水量の超過水量に応じて加算する「従量料金」の二部料金制で、「用途別」の料金体系を採用

しており、平成 29 年の事業統合後も、旧上水道と旧簡易水道の 2 体系の料金体系を維持している。

公営企業は独立採算が原則であるが、現状では、（不採算部門である）旧簡易水道事業の経費の一部については一般会計からの繰入を行っていることもあり、平成 23 年の料金改定後から令和 6 年度決算までは純利益を計上しており、これまでの純利益を積み上げた繰越利益剰余金は約 9 億 2 千万円となっている。

（２）水道料金の改定について

料金算定期間を 4 年間として、水道法や地方公営企業法により「能率的な経営の下における適正な原価」の基準とされている総括原価方式に基づき財政計画を策定した。

その結果、令和 9 年度以降、単年度赤字は発生するが、当面の間は、繰越利益剰余金で収支のバランスを維持しながら事業運営を行うことができると判断した。

以上のことから、水道料金については、当面の間、次期改定期間内において累積欠損金が生じないように、繰越利益剰余金の推移を確認しながら、改定期間及び改定率を検証していくという萩市の方針に異論はないと考える。

しかし、大事業となる配水池整備事業の事業完了後には、減価償却費や支払利息等が急激に増加する見込みとなっており、安定した事業運営を継続するためには事業進捗に注視する必要がある。

3. おわりに

水道は、市民生活や産業・経済活動に欠くことのできないライフラインとして大きな役割を担っている。しかしながら、重要施設の耐震化や老朽管の更新など喫緊の課題への対応や、エネルギー価格等の高騰による維持管理費の増加等、事業運営に要する費用は年々増加傾向にあり、水道事業を取り巻く経営環境は、厳しい状況が続くと予測される。

事業運営にあたっては、令和 8 年に中間評価を実施した「萩市水道事業ビジョン」に基づき、計画的な管路等水道施設の更新や漏水調査の継続による

有収率の向上を図るとともに、適正な水道料金水準の検討を行い、将来にわたり安心かつ安全な水道水を安定供給するため、弛まぬ経営努力を継続していくことを期待する。

ということで、参考資料として現在の水道料金表を下に記載させていただいております。() 書きのところは税抜きで、() がないところは、税込の価格ということになっております。

続いて 5 ページが下水道事業になります。

1. はじめに

萩市では、下水道事業の管理運営において、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業・漁業・林業集落排水事業、特定地域生活排水事業、個別排水事業の計 7 事業を展開し、集合処理として 25 処理区（24 処理場）および市町村設置型浄化槽 2 地区を運営している。

こうした取り組みにより、令和 8 年 3 月 31 日現在の汚水処理人口普及率は 89.8%、汚水衛生処理率は 85.7% に達し、地域の生活環境の維持向上に大きく寄与している。

一方で、事業の根幹となる下水道使用料は、人口減少等の影響により収入が減少傾向にある。公営企業は独立採算が原則であるものの、現状では一般会計から多額の収入不足額を補てんし収支を均衡させており、赤字決算を回避する代わりに事業の収支状況が見えにくくなるという課題を抱えている。

さらに、今後は整備の進展に伴い、新規整備よりも既存施設の老朽化対策が中心となる。萩市は多数の処理場を有し、耐用年数を経過した機械・電気設備も増加していることから、ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新が不可欠である。

本審議会では、これらの現状と課題を踏まえ、萩市の上下水道事業が将来にわたり持続可能な形で市民生活を安定的に支え続けるために必要な方策について慎重に審議を重ね、ここに意見を述べるものである。

2. 意見内容

(1) 下水道使用料の在り方

萩市の下水道使用料は、市町村合併時に地域ごとで水量従量制と人数制が併存していたが、平成 23 年の改定では井戸水利用世帯の水量計測が困難であったため、平均使用水量 22 m³と平均世帯人員 2 人の使用料を同額とすることで負担の公平性を図った。また、須佐地域では料金水準の地域差が大きかったことから、事業会計と市民負担の両面を考慮した調整を行った。

平成 26 年には井戸水利用世帯にも水道メーターを設置することにより、全市で水量従量制に統一された。

下水道使用料は、公正かつ妥当で、適正な原価を基礎として算定されるべきであり、地方公営企業法の独立採算制の原則に沿う必要がある。しかし現状では一般会計から多額の収入不足額を補てんしており、独立採算制の理念を十分に満たしているとは言い難い。このため、「萩市下水道事業経営戦略」に基づき、維持管理費の 90% を使用料収入で賄う体系を目標とすることが適当である。

以上を踏まえると、萩市下水道事業の健全な経営と安定した汚水処理体制を維持するためには、負担の公平性と事業の持続性を確保する観点から、次のとおり、適切な使用料改定が必要である。

（２）使用料算定期間

令和 9 年度から令和 12 年度までの 4 年間

下水道使用料の算定期間は、使用料対象経費を見通す期間として安定性と精度の両立が求められる。公共料金としての安定性を確保しつつ、長期化による精度低下を避ける観点から、一般的に 3～5 年が適当とされている。

この考え方を踏まえ、萩市では中間的な 4 年間を算定期間として設定する。

（３）料金改定率

料金改定率 16%

令和 9 年度から令和 12 年度までの財政計画を基礎として使用料対象経費を整理した結果、維持管理費に係る経費回収率 90% を達成するためには、16% の料金改定が必要となることが確認された。

なお、今回の算定にあたっては、地方公営企業法に基づく総括原価方式を適用しつつ、現状において一般会計からの収入不足補てんに依存している実

態を踏まえ、利益（資産維持費）を加算しないものとして算定を行った。

この改定により、20 m³使用世帯では約 410 円の値上げとなる。

使用料体系については、現行の二部料金制（基本料金＋逦増型超過料金）を維持し、改定率 16%の配分方法として複数案を比較検討した結果、基本料金と超過料金を均等に改定する方式が最も公平性に優れると判断した。

また、改定時期が遅れるほど経費回収率 90%の達成が困難となる。

（4）使用料体系

萩市の下水道使用料は、10 m³/月までを基本水量とする基本使用料と、10 m³/月を超える排水量に応じて負担する従量使用料からなる二部使用料制を採用している。

従量使用料には、大量排水ほど単位当たりの処理単価が上昇する傾向を踏まえ、全国的にも一般的な逦増型料金を導入している。

今回の改定にあたっては、現行の料金体系を据え置くものとする。

（5）使用料改定時期

令和 9 年 10 月 1 日

改定時期が遅れるほど経費回収率 90%の達成が困難となり、より高い改定率が必要となることから、令和 9 年度での改定が最も適切である。

また、議会手続、市民への周知期間、料金システム改修等を踏まえると、令和 9 年 10 月 1 日からの適用が妥当である。

3. 付帯意見

将来の広域化・共同化について

広域化・共同化の可能性については、引き続き検討を進める必要がある。地理的条件から広域化は容易ではないものの、汚泥の共同運搬など、実施可能な範囲での共同化を推進することが望ましい。

未接続家屋の接続促進について

未接続家屋の接続促進は収益改善に寄与するため、継続的な啓発および訪問活動を実施する必要がある。高齢者世帯等、接続に不安を抱える世帯に対しては、丁寧な説明と支援を行うことが重要である。

ということで、9 ページが、今の現行の使用料と改定案の比較の表を掲載しております。水道と同じように、()は税抜き額、()が無いのが税込み額ということにしております。

この資料の6 ページのところの料金体系が410 円になっておりますが、先ほど、前々回の資料では430 円ということで、ご説明させていただきましたが、この430 円というのは、単純に16%を掛けたものですので、実際に今回、単価をお示しして、20 立方メートルで計算すると、410 円となって、ちょっと20 円ほど差が出たというのは、そういったことでございます。

以上、意見書の方のご説明を終わります。あと10 ページ、11 ページ、12 ページ、13 ページについては、委員会の規則や、審議会の委員名簿。それから、これまで開催した審議会の内容について、概要を記載したもので、この意見書を取りまとめという形で案を皆様にお諮りさせていただいたかと、思っております。説明は以上となります。

○会長：はい。どうもありがとうございました。只今の事務局の説明につきまして、ご質問等、ございましたらよろしくお願いいたします。

意見書ですよね。これまで我々が議論してきたところで、先ほど、前回の振り返りとして説明していただいたことが、ここに組み込まれて、ありますけれどもこれを見た感じでは今、過不足なくそれが、組み込まれている感じが、細かい文言も含めまして、ご意見等をよろしくお願いします。

○委員：すみません。ありがとうございました。大変、労作だったと思います。6 ページのところですが、410 円の値上げになるのは、月額という理解でよろしいですか。

○事務局：おっしゃる通り、月額ということになります。

○委員：出来れば月額と書いた方が市民もわかりやすいかと思います。

○事務局：ありがとうございます。円の後に「/月」を追記し、月額がわかるような表

記をさせていただいたと思います。

○会長：はい。どうもありがとうございました。他にございませんでしょうか。

それでは、ちょっと私から、2 ページの下から 2 行目、「給水人口の減少や節水意識の定着により」と書いてありますが、確かに節水意識の定着ってというのはそうなのですが、ここが必要なのか。何ていうか、給水収益の減少は、基本的に給水人口の減少がメインであって、節水意識は微々たるものだと思うので、市民感情を考えると、ないほうがいいかなと思いますのでここは、削除していただけますか。

○事務局：ありがとうございます。削除するか、等にするかということなんですけど、どうしましょうか。

○会長：はっきりこれしかないので削除で。

○事務局：かしこまりました。じゃあ、そのように修正させていただきます。

○会長：誤字がどこかあったんですか。聞き洩らしたんですけど。

○事務局：誤字といいますか、水道事業と下水道事業で、若干書きぶり、言葉が違っておるところがあります。例えば、最初、「本市」と書いてあったり「萩市」と書いてあったりとかですね。そういったのがございますので、その辺については、今日いただいたご意見、それから、意見の内容の趣旨を変更しない程度で、もう一度事務局の方で、語句の調整をさせていただいて、そのあと会長さんに見ていただいて、最終案という形で決定させていただいたらというふうに考えております。

○会長：わかりました。スケジュール的には、9 月に市長さんの最終協議がありますよね、これいつまでに確定しないといけないのですか。

○事務局：9 月中ぐらいにこの意見書を取りまとめまして、市長協議を行いたいと思います。萩市のほうから審議会に対して、方針案についてのご意見を求めたら、

こういう意見がでましたという結果をまとめて、市長の方に提出したいと考えております。

○会長：それであれば、今この場では気が付かなくて、家に帰ってから気が付くことがあるかもしれませんが、そういった場合は、事務局の方にご連絡していただければいいと思うんですけど、それをいつまでに設定したらいいかなと。

○事務局：8月末ぐらいまでにお願ひできたら、それから再度調整したいと思いますので、ご意見がございましたら8月末までにお願ひします。

○会長：今、ここですぐご意見がまとまらないということもあるかもしれませんが、一度、家に帰ってゆっくり見てもらうということで、もし何かあれば、8月末までに、事務局の方へ連絡してください。特に何もなければ、そのまま結構、特に回答する必要はありませんのでお願ひします。

また、微小の修正がありましたので、修正されたものは、私と事務局にお任せという形になりますかね。

○事務局：今おっしゃられたように事務局の方で、再度細かい修正等して、会長さんの方に確認していただきたいと思います。

○会長：わかりました。それでは問題がありましたら、8月末までに事務局にご連絡ください。それを受けまして、私の方で最終案をまとめさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

～各委員 了承～

○会長：どうもありがとうございました。それでは、そのように進めさせて頂きたいと思います。